

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令 新旧対照条文

○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 総理府 建設省 令第三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

（設置者の区分）

第四条（略）

2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下

「公安委員会」という。）が設置するものとする。

一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「大型自動車及び普通自動車二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「歩行者通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの

（設置者の区分）

第四条（略）

2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下

「公安委員会」という。）が設置するものとする。

一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「大型自動車及び普通自動車二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「前方優先道路・一時停止」、「歩行者通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの

二 (略)
3 (略)

別表第一(第二条関係)

案内標識 (略)
警戒標識 (略)
規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
(略)			
自転車 及び歩 行者専 用	(3 2 5 の 3)	道路法第四十八条の十 四第二項に規定する自 転車歩行者専用道路で あること。	自転車歩行者専用道路 の入口その他必要な場 所の路端
		交通法第八条第一項の 道路標識により、普通 自転車以外の車両の通 行を禁止すること。	普通自転車以外の車両 の通行を禁止する道路 の区間若しくは場所の 前面又は道路の区間若 しくは場所内の必要な 地点
		交通法第六十三条の四 第一項第一号の道路標 識により、普通自転車	普通自転車が歩道を通 行することができるこ ととする道路の区間の

二 (略)
3 (略)

別表第一(第二条関係)

案内標識 (略)
警戒標識 (略)
規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
(略)			
自転車 及び歩 行者専 用	(3 2 5 の 3)	道路法第四十八条の十 四第二項に規定する自 転車歩行者専用道路で あること。	自転車歩行者専用道路 の入口その他必要な場 所の路端
		交通法第八条第一項の 道路標識により、普通 自転車以外の車両の通 行を禁止すること。	普通自転車以外の車両 の通行を禁止する道路 の区間若しくは場所の 前面又は道路の区間若 しくは場所内の必要な 地点
		交通法第八条第一項及 び第九条の道路標識に より、歩行者の通行の	歩行者の通行の安全と 円滑を図るため普通自 転車以外の車両の通行

		<p>が歩道を通行すること ができることとするこ と。</p>	<p>前面又は道路の区間内 の必要な地点</p>
<p>専用通 行帯</p>	<p>(3 2 7 の 4)</p>	<p>交通法第二十条第二項 の道路標識により、車 両通行帯の設けられた 道路において、特定の 車両が通行しなければ ならない車両通行帯（ 以下この項において「 専用通行帯」という。 ）を指定し、かつ、他 の車両（当該特定の車 両が普通自転車である 場合にあつては軽車両 を除き、当該特定の車 両が普通自転車以外の 車両である場合にあつ</p>	<p>専用通行帯の前面及び 専用通行帯内の必要な 地点</p>

		<p>安全と円滑を図るため 普通自転車以外の車両 の通行を禁止すること 。</p>	<p>を禁止する道路の区間 若しくは場所の前面又 は道路の区間若しくは 場所内の必要な地点</p>
<p>専用通 行帯</p>	<p>(3 2 7 の 4)</p>	<p>交通法第二十条第二項 の道路標識により、車 両通行帯の設けられた 道路において、特定の 車両が通行しなければ ならない車両通行帯（ 以下「専用通行帯」と いう。）を指定し、か つ、他の車両（小型特 殊自動車、原動機付自 転車及び軽車両を除く 。）が通行しなければ ならない車両通行帯と して専用通行帯以外の 車両通行帯を指定する</p>	<p>専用通行帯の前面及び 専用通行帯内の必要な 地点</p>

<p>原動機 付自転 車の右 折方法 (小回 り)</p>	<p>(3 2 7 の 9)</p>	<p>交通法第三十四条第五 項ただし書の道路標識 により、交通整理の行 われている交差点にお ける原動機付自転車の 右折につきあらかじめ 道路の中央又は右側端 に寄るべきことを指定 すること。</p>	<p>(略)</p>	<p>ては小型特殊自動車、 原動機付自転車及び軽 車両を除く。)が通行 しなければならぬ車 両通行帯として専用通 行帯以外の車両通行帯 を指定すること。</p>
<p>平行駐 車</p>	<p>3 2 7 の 1 0)</p>	<p>交通法第四十八条の道 路標識により、車両が 道路の側端(分離帯の 側端を含む。以下斜め 駐車の間までにおいて 同じ。)に対し平行に 駐車すべきこと(交通</p>		<p>交通整理の行われてい る交差点における原動 機付自転車の右折につ きあらかじめ道路の中 央又は右側端に寄るべ きことを指定する道路 の区間又は場所の前面 及び道路の区間又は場 所内の必要な地点にお ける左側の路端</p>

<p>原動機 付自転 車の右 折方法 (小回 り)</p>	<p>(3 2 7 の 9)</p>	<p>交通法第三十四条第五 項ただし書の道路標識 により、交通整理の行 われている交差点にお ける原動機付自転車の 右折につきあらかじめ 道路の中央又は右側端 に寄るべきことを指定 すること。</p>	<p>(略)</p>	<p>こと。</p>
				<p>交通整理の行われてい る交差点における原動 機付自転車の右折につ きあらかじめ道路の中 央又は右側端に寄るべ きことを指定する道路 の区間又は場所の前面 及び道路の区間又は場 所内の必要な地点にお ける左側の路端</p>

<p>車 直角駐</p>	
<p>(3 2 7 の 1 1)</p>	<p>(</p>
<p>交通法第四十八条の道路標識により、車両が道路の側端に対し直角に駐車すべきこと（時間制限駐車区間あつては、交通法第四十九条の二第三項の道路標識により、車両が駐車することができる道路の部分）を指定し、かつ、車両が道路の側端に対し直角に駐車すべきこと）を指定すること。</p>	<p>法第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間（以下「時間制限駐車区間」という。）にあつては、交通法第四十九条の二第三項の道路標識により、車両が駐車することができる道路の部分）を指定し、かつ、車両が道路の側端に対し平行に駐車すべきこと）を指定すること。</p>
<p>車両が道路の側端に対し直角に駐車すべきこと）を指定する道路の部分として指定し、かつ、車両が道路の側端に対し直角に駐車すべきこと）を指定する道路の区間の前及び道路の区間内の必要な地点における路端</p>	<p>側端に対し平行に駐車すべきこと）を指定する道路の区間の前及び道路の区間内の必要な地点における路端</p>

<p>一時停止</p>	<p>(略)</p>	<p>斜め駐 車</p>
<p>(3 3 0)</p>		<p>(3 2 7 の 1 2)</p>
<p>交通法第四十三條の道路標識により、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定すること。</p>		<p>交通法第四十八條の道路標識により、車両が道路の側端に対し斜めに駐車すべきこと(時間制限駐車区間にあつては、交通法第四十九條の二第三項の道路標識により、車両が駐車することができる道路の部分を指定し、かつ、車両が道路の側端に対し斜めに駐車すべきこと)を指定すること</p> <p>車両が道路の側端に対し斜めに駐車すべきこと(時間制限駐車区間にあつては、車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路の側端に対し斜めに駐車すべきこと)を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における路端</p>

<p>前方優先道路</p>	<p>一時停止</p>	<p>(略)</p>	
<p>2)</p>	<p>(3 3 0)</p>		
<p>交通法第三十六條第二項の道路標識により、</p>	<p>交通法第四十三條の道路標識により、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定すること。</p>		<p>車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定する交差点又はその手前の直近の必要な地点における路端</p>

(略)	種類	表示する意味	補助標識が附置される 本標識	指示標識 補助標識	歩行者 横断禁 止	(略)	
	番号			(3 3 2)	交通法第十三条第二項 の道路標識により、歩 行者の横断を禁止する こと。		




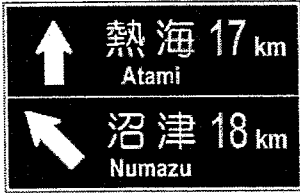
(略)	種類	表示する意味	補助標識が附置される 本標識	指示標識 補助標識	歩行者 横断禁 止	(略)	一時 停止
	番号			(3 3 2)	交通法第十三条第二項 の道路標識により、歩 行者の横断を禁止する こと。		歩行者の横断を禁止す る道路の区間又は場所 の前面及び道路の区間 又は場所内の必要な地 点における両側の路端





別表第二（第三条関係）
案内標識

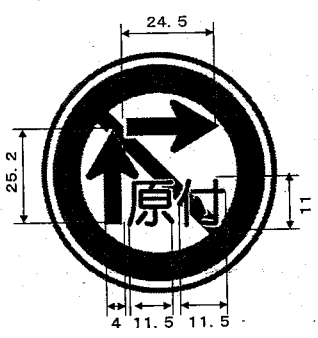
(略)	前方優 先道路	(略)	駐車時 間制限	駐車余 地
	(5 0 9)		(5 0 4 の 2)	(5 0 4)
	当該道路と交差する前 方の道路が優先道路で あることを示すこと。		車両が引き続き駐車す ることができ時間 がパーキング・メーター 又はパーキング・チケ ットに表示された時刻 までの時間であること を示すこと。	自動車 が駐車する場合 に、当該自動車の右側 の道路上に置かなけれ ばならない余地を示す こと。
規制標識のうち、「前 方優先道路」を表示す るもの	規制標識のうち、「時 間制限駐車区間」を表 示するもの	規制標識のうち、「駐 車余地」を表示するも の		

別表第二（第三条関係）
案内標識

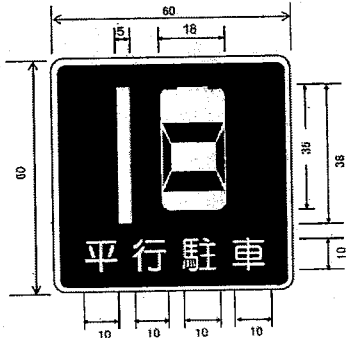
(略)	前方優 先道路	(略)	駐車時 間制限	駐車余 地
	(5 0 9)		(5 0 4 の 2)	(5 0 4)
	当該道路と交差する前 方の道路が優先道路で あることを示すこと。		車両が引き続き駐車す ることができ時間 がパーキング・メーター 又はパーキング・チケ ットに表示された時刻 までの時間であること を示すこと。	自動車 が駐車する場合 に、当該自動車の右側 の道路上に置かなけれ ばならない余地を示す こと。
規制標識のうち、「前 方優先道路」及び「前 方優先道路・一時停止 」を表示するもの	規制標識のうち、「時 間制限駐車区間」を表 示するもの	規制標識のうち、「駐 車余地」を表示するも の		

	<p>方面、方向及び距離</p> <p>(105—C)</p>		<p>方面、方向及び距離</p> <p>(105—A)</p>
	<p>方面及び距離</p> <p>(106—A)</p>		<p>方面、方向及び距離</p> <p>(105—B)</p>

	<p>方面、方向及び距離</p> <p>(105—C)</p>		<p>方面、方向及び距離</p> <p>(105—A)</p>
	<p>方面及び距離</p> <p>(106—A)</p>		<p>方面、方向及び距離</p> <p>(105—B)</p>





原動機付自転車の右折方法 (小回り)
(327の9)



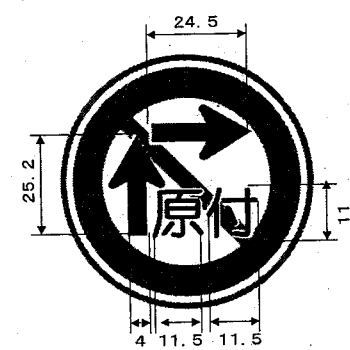
平行駐車
(327の10)

警戒標識
規制標識

(略)



著名地点
(114—A)



原動機付自転車の右折方法 (小回り)
(327の9)

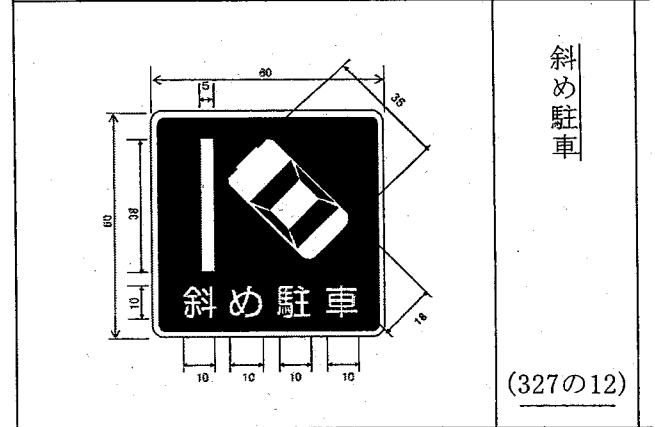
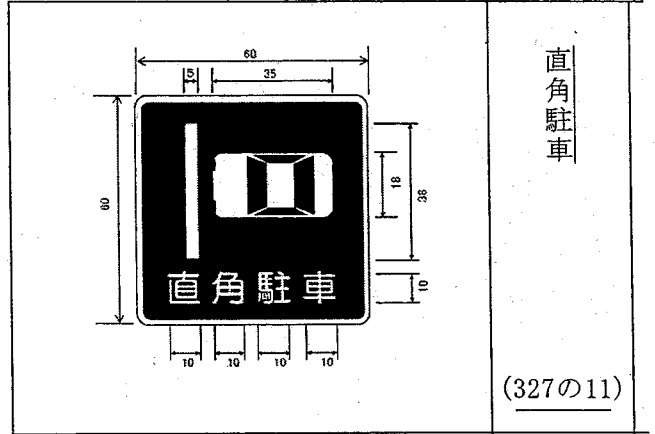
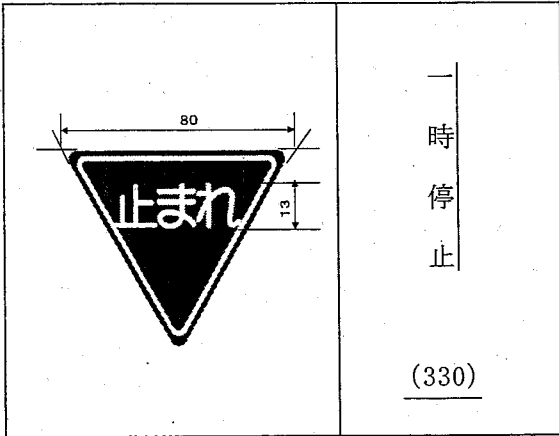
警戒標識
規制標識

(略)

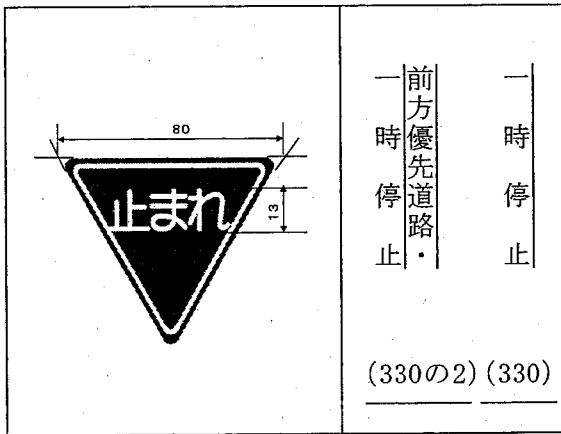



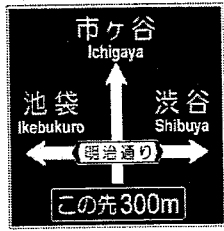
著名地点
(114—A)

補助標識



補助標識





7] 高速道路等以外の道路に設置する「方面及び方向の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名の予告」を表示する案内標識の標示板は、交差点までの距離について、必要がある場合には、次に図示したものに準ずるものとすることができる。

- 156 (略)
- (一) 表示
 本標識板（本標識の標示板をいう。）

備考

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 駐車余地6m </div>	駐車余地 (504)
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> パーキング・メーター 表示時刻まで </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> パーキング・チケット 表示時刻まで </div>	駐車時間制限 (504の2)

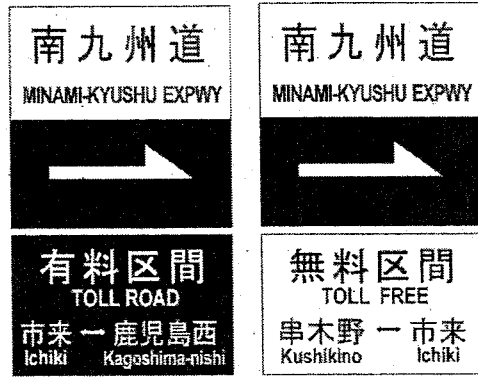
- 156 (略)
- (一) 表示
 本標識板（本標識の標示板をいう。）

備考

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 駐車余地6m </div>	駐車余地 (504)
--	-------------------

8| (略)

9| 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示する案内標識には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、無料区間又は有料区間を表す旨を表示することができる。



28| 10| 「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」を表示
27|

する本標識には 車両の種類 (503—C) を表示する補助標識を

、「駐車余地」を表示する本標識には「駐車余地」を表示する補助標識を、「特定の種類の車両の最高速度」を表示する

本標識には 車両の種類 (503—A) を表示する補助標識を、

「警笛区間」を表示する本標識には 始まり (505—A・B) 、

7| (略)

26| 8| (略)
25|

「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」を表示する本標識には 車両の種類 (503—C) を表示する補助標識を

、「駐車余地」を表示する本標識には「駐車余地」を表示する補助標識を、「特定の種類の車両の最高速度」を表示する

本標識には 車両の種類 (503—A) を表示する補助標識を、

「警笛区間」を表示する本標識には 始まり (505—A・B) 、

「区間内」又は「終わり」(507—
B・C) を表示する補助標識を、「

追越し禁止」を表示する本標識には「追越し禁止」を表示する補助標識を、「前方優先道路」を表示する本標識には「前方優先道路」を表示する補助標識を、それぞれ附置するものとする。

29| (略)

30| 「時間制限駐車区間」、「高さ制限」、「最大幅」、「重量制限」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示する規制標識の標示板に示される時間(29に規定するものを除く。)、高さ及び幅、重量又は速度の単位は、それぞれ分、メートル、トン又はキロメートル毎時とする。

31| 「自転車及び歩行者専用」、「平行駐車」、「直角駐車」及び「斜め駐車」を表示する規制標識並びに「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合においては、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる。

32| 33| (略)

(二) 寸法

1| 8 (略)

9 規制標識及び指示標識については、道路の設計速度、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の二倍まで拡大し、又は図示の寸法の二分の一まで縮小することができる。

「区間内」又は「終わり」(507—
B・C) を表示する補助標識を、「

追越し禁止」を表示する本標識には「追越し禁止」を表示する補助標識を、「前方優先道路」及び「前方優先道路・一時停止」を表示する本標識には「前方優先道路」を表示する補助標識を、それぞれ附置するものとする。

27| (略)

28| 「時間制限駐車区間」、「時間(17に規定するものを除く。)、高さ制限」、「最大幅」、「重量制限」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を示す規制標識の標示板に示される時間(17に規定するものを除く。)、高さ及び幅、重量又は速度の単位は、それぞれ分、メートル、トン又はキロメートル毎時とする。

29| 「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合においては、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる。

30| 31| (略)

(二) 寸法

1| 8 (略)

9 規制標識及び指示標識については、道路の設計速度、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の二倍まで拡大し、又は図示の寸法の二分の一まで縮小することができる。

10 (略)

(三) 色彩

1 案内標識

(1) (略)

(2) 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示するものにつ

いては、上部の文字を緑色、地を白色とし、下部の文字及び矢印を白色、地を緑色とする。ただし、別表第二備考一

の(一)の9の規定により無料区間を表す旨を表示する場合には

は当該無料区間を表す旨を表示する部分の文字を緑色、地

を白色とし、有料区間を表す旨を表示する場合には当該有

料区間を表す旨を表示する部分の文字を白色、地を緑色と

する。

(3) (23) (略)

2 警戒標識

縁線、文字及び記号を黒色、縁及び地を黄色とする。ただ

し、「信号機あり」を表示するものについては記号の地を黒

色、円形の記号を右から赤色、黄色、青色(別表第二備考一

の(一)の25の規定により記号を縦にする場合においては、円形

の記号を上から赤色、黄色、青色)とし、「上り急勾配あり

」及び「下り急勾配あり」を表示するものについては矢印を

白色とする。

3 規制標識

(1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外

の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「

特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型

乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転

車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転

車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「大型自動

10 (略)

(三) 色彩

1 案内標識

(1) (略)

(2) 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示するものにつ

いては、上部の文字を緑色、地を白色とし、下部の文字及び矢印を白色、地を緑色とする。

(3) (23) (略)

2 警戒標識

縁線、文字及び記号を黒色、縁及び地を黄色とする。ただ

し、「信号機あり」を表示するものについては記号の地を黒

色、円形の記号を右から赤色、黄色、青色(別表第二備考一

の(一)の8の規定により記号を縦にする場合においては、円形

の記号を上から赤色、黄色、青色)とし、「上り急勾配あり

」及び「下り急勾配あり」を表示するものについては矢印を

白色とする。

3 規制標識

(1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外

の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「

特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型

乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転

車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転

車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「大型自動

二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「危険物積載車両通行止め」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最低速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「歩行者通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するものについては、文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。ただし、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示するものについては、これを灯火により表示する場合には、文字及び記号を白色又は黄色、地を黒色とすることができる。

(2) (略)

(3) 「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(4) (7) (略)

(8) 「一時停止」を表示するものについては、文字及び縁線を白色、縁及び地を赤色とする。

4 (略)

二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「危険物積載車両通行止め」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最低速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「歩行者通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するものについては、文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。ただし、「最高速度」及び「特定の種類の車両の最高速度」を表示するものについては、これを灯火により表示する場合には、文字を白色又は黄色、地を黒色とすることができる。

(2) (略)

(3) 「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(4) (7) (略)

(8) 「一時停止」及び「前方優先道路・一時停止」を表示するものについては、文字及び縁線を白色、縁及び地を赤色とする。

4 (略)

(五)(四) (略)
文字等の大きさ等

157 (略)

8 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) (2) (略)

(3) 規制標識

縁は十五ミリメートルとし、縁線は「一時停止」及び「車両通行区分」を表示するものについては十五ミリメートル、「一方通行」を表示するものについては十二ミリメートルとする。

(4) (略)

(六) 車両の種類

規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

車 両 の 種 類	略 称
(略)	路線バス
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九 条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者 による同法第五條第一項第三号に規定する路線定期 運行の用に供する自動車	
(略)	

二 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）

(五)(四) (略)
文字等の大きさ等

157 (略)

8 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) (2) (略)

(3) 規制標識

縁は十五ミリメートルとし、縁線は「一時停止」、「前方優先道路・一時停止」及び「車両通行区分」を表示するものについては十五ミリメートル、「一方通行」を表示するものについては十二ミリメートルとする。

(4) (略)

(六) 車両の種類

規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

車 両 の 種 類	略 称
(略)	路線バス
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三 条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業 の用に供する自動車	
(略)	

二 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）

(一) 表示
 1 補助標識 (「駐車時間制限」、「始まり (505—B・C)」、「区域内」、「終わり (507—B・D)」、「通学路」、「追越し禁止」、「前方優先道路」、「踏切注意」、「横風注意」、「動物注意」、「注意」、「始点」及び「終点」を表示するものを除く。)に係る図示の文字及び記号 (「車両の種類 (503—C)」、「3」にあつては、「3」に限る。)は、例示とする。
 2 (二) (五) (略)
 3 (三) (四) (略)

別表第三 (第五条関係) (略)
 別表第四 (第六条関係) (略)
 別表第五 (第九条関係) (略)
 規制標示

専用通行帯	種類	(略)	設置場所
	番号		
(1 0 9 の 6)			
			交通法第二十条第二項の道路標示により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならぬ車両通行帯 (以下この項において「専用通行帯」という。) 専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点

(一) 表示
 1 補助標識 (「始まり (505—B・C)」、「区域内」、「終わり (507—B・D)」、「通学路」、「追越し禁止」、「踏切注意」、「横風注意」、「動物注意」、「注意」、「始点」及び「終点」を表示するものを除く。)に係る図示の文字及び記号 (「車両の種類 (503—C)」、「3」に限る。)は、例示とする。
 2 (二) (五) (略)
 3 (三) (四) (略)

別表第三 (第五条関係) (略)
 別表第四 (第六条関係) (略)
 別表第五 (第九条関係) (略)
 規制標示

専用通行帯	種類	(略)	設置場所
	番号		
(1 0 9 の 6)			
			交通法第二十条第二項の道路標示により、専用通行帯を指定し、かつ、他の車両 (小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)が通行しなければならぬ車両通行帯と 専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点

		<p>〔を指定し、かつ、他の車両（当該特定の車両が普通自転車である場合にあつては軽車両を除き、当該特定の車両が普通自転車以外の車両である場合にあつては小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）が通行しなければならぬ車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。〕</p>
<p>車 平行駐</p>	<p>(1 1 2)</p>	<p>交通法第四十八条の道路標示により、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端（分離帯の側端を含む。以下斜め駐車の前項までにおいて同じ。）に対し平行に駐車すべきこと（時間制限駐車区間にあつては、交通法第四十九条の</p>
<p>(略)</p>	<p>車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し平行に駐車すべきこと（時間制限駐車区間にあつては、車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端</p>	<p>(略)</p>

		<p>して専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>
<p>車 平行駐</p>	<p>(1 1 2)</p>	<p>交通法第四十八条の道路標示により、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端（分離帯の側端を含む。以下斜め駐車の前項までにおいて同じ。）に対し平行に駐車すべきことを指定すること。</p>
<p>(略)</p>	<p>車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し平行に駐車すべきことを指定する場所</p>	<p>(略)</p>

<p>車 直角駐</p>	<p>(1 1 3)</p>	<p>二第三項の道路標示により、車両が駐車することができる道路の部分と指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し直角に駐車すべきこと（時間制限駐車区間にあつては、交通法第四十九条の二第三項の道路標示により、車両が駐車することができる道路の部分と指定し、かつ、</p>	<p>二第三項の道路標示により、車両が駐車することができる道路の部分と指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し直角に駐車すべきこと（時間制限駐車区間にあつては、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し直角に駐車すべきこと（時間制限駐車区間にあつては、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し直角に駐車すべきこと）を指定する場所</p>
--------------	------------------	---	--

<p>車 直角駐</p>	<p>(1 1 3)</p>	<p>交通法第四十九条の二第三項の道路標示により、交通法第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間（以下「時間制限駐車区間」という。）において、車両が駐車することができる道路の部分と指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し直角に駐車すべきことを指定すること。</p>	<p>時間制限駐車区間において、車両が駐車することができる道路の部分と指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し直角に駐車すべきことを指定する場所</p>
--------------	------------------	--	---

<p>斜め駐 車</p>	<p>(1 1 4)</p>	<p>車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し直角に駐車すべきことを指定すること。</p>	<p>きこと) を指定する場所</p> <p>車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し斜めに駐車すべきこと(時間制限駐車区間にあつては、交通法第四十九条の二第三項の道路標示により、車両が駐車することができる道路の部分)を指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し斜めに駐車すべきことを指定すること。</p>
------------------	------------------	---	---

<p>斜め駐 車</p>	<p>(1 1 4)</p>	<p>することができる道路の部分)を指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し直角に駐車すべきことを指定すること。</p> <p>交通法第四十八条の道路標示により、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し斜めに駐車すべきことを指定すること。</p>	<p>、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し直角に駐車すべきことを指定する場所</p> <p>車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し斜めに駐車すべきことを指定する場所</p> <p>時間制限駐車区間にあつて、車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し斜めに駐車すべきことを指定する場所</p>
------------------	------------------	--	--

普通自 転車の 交差点 進入禁 止	普通自 転車の 歩道通 行部分	普通自 転車歩 道通行 可
(1 1 4 の 4)	(1 1 4 の 3)	(1 1 4 の 2)
<p>交通法第六十三条の七第二項の道路標示により、普通自転車が当該道路標示を越えて交差点に進入することを禁止すること。</p>	<p>交通法第六十三条の四第一項第一号の道路標示により、普通自転車が歩道を通行することができるとし、かつ、同条第二項の道路標示により、普通自転車が歩道を通行する場 合において、通行すべき歩道の部分を指定すること。</p>	<p>交通法第六十三条の四第一項第一号の道路標示により、普通自転車が歩道を通行することができると。</p>
<p>普通自転車が交差点又はその手前の直近において当該交差点に入つてはならないことを示す必要がある場所</p>	<p>普通自転車が歩道を通行することができるととし、かつ、通行すべき部分として指定する歩道の区間又は場所</p>	<p>普通自転車が歩道を通行することができることとする道路の区間内の必要な地点</p>

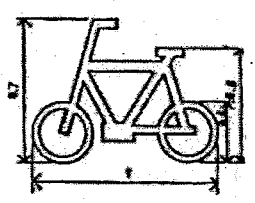
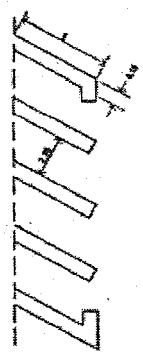
普通自 転車の 交差点 進入禁 止	普通自 転車の 歩道通 行部分	
(1 1 4 の 3)	(1 1 4 の 2)	
<p>交通法第六十三条の七第二項の道路標示により、普通自転車が当該道路標示を越えて交差点に進入することを禁止すること。</p>	<p>交通法第六十三条の四第二項の道路標示により、普通自転車が歩道を通行する場 合において、通行すべき歩道の部分を指定すること。</p>	
<p>普通自転車が交差点又はその手前の直近において当該交差点に入つてはならないことを示す必要がある場所</p>	<p>普通自転車が通行すべき部分として指定する歩道の区間又は場所</p>	

指示標示 (略)

別表第六 (第十条関係)

規制標示

(略)

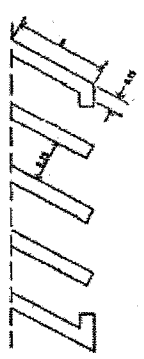
	記号	普通自転車歩道通行可		記号	斜め駐車	(略)
	色彩	(114の2)		色彩	(114)	
白			白			

指示標示 (略)

別表第六 (第十条関係)

規制標示

(略)

	記号	斜め駐車	(略)
	色彩	(114)	
白			

記 号	斜め横断可 (略)
色彩	(201の2)

指示標示

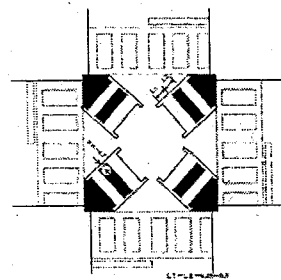
(略)	(略)	記 号	普通自転車の交差点進入禁止	(略)	記 号	普通自転車の歩道通行部分
		色彩	(114の4)		色彩	(114の3)

記 号	斜め横断可 (略)
色彩	(201の2)

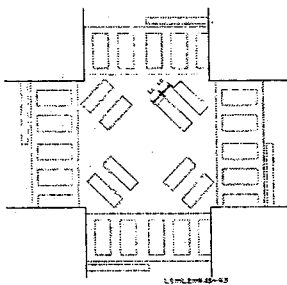
指示標示

(略)	(略)	記 号	普通自転車の交差点進入禁止	(略)	記 号	普通自転車の歩道通行部分
		色彩	(114の3)		色彩	(114の2)

一 時間を限定して行う場合

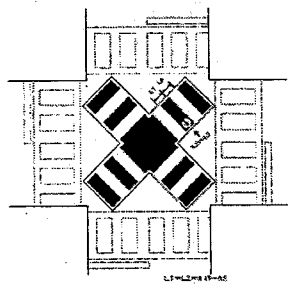


又は



二 終日行う場合

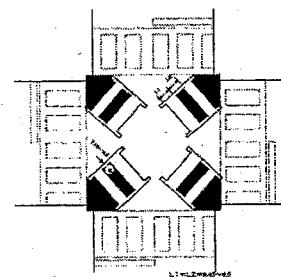
(一)



又は

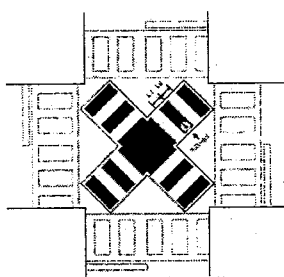
白

一 時間を限定して行う場合

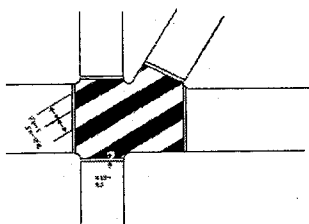


二 終日行う場合

(一)

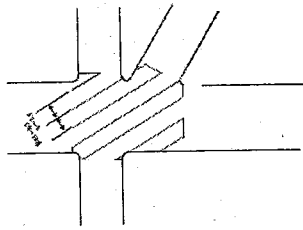


(二)

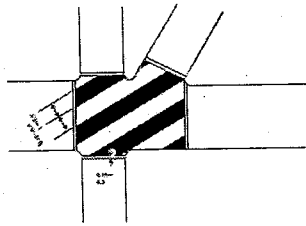


白

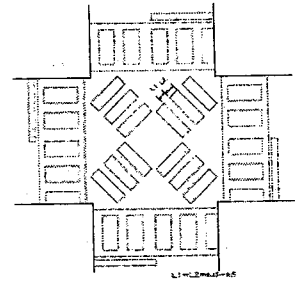
(略)



又は



(二)



(略)

備考

一 表示

(一) (三)

(略)

二 (五)

(六)(五)(四)

(略)

(略) (略) (略)

備考

一 表示

(四)(一) (三)

(略)

二 (五)

(七)(六)(五)

(略)

(略) (略) (略)

「普通自転車の歩道通行部分」及び「普通自転車の交差点進入禁止」を表示する規制標示並びに「自転車横断帯」を表示する指示標示に係る図示の自転車の記号は、例示とする。